

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第89号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年8月22日 06時00分ごろ
発生場所	長崎県松浦市青島南西部松島南岸沖（津崎水道） 松浦市所在の津崎鼻灯台から真方位040°870m付近 （概位 北緯33°24.2′ 東経129°40.7′）
事故等調査の経過	平成24年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第77海鷹、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-23236（漁船登録番号）、エテルナ・ワコー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	左舷船尾船底外板、推進器翼及び推進器軸を損傷
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、漁獲物約36tを積載して船首約1.5m、船尾約2.0mの喫水により、松浦市調川港に向けて津崎水道の中央より北側（左側）を約110°（真方位、以下同じ。）の針路及び約9.5ノットの対地速力で航行中、船首方で停泊している漁船を避けるため、同漁船と津崎水道北側の松島南岸との間を通航するつもりで左舵を取ったところ、平成24年8月22日06時00分ごろ、船首が約090°を向いたとき、松島南岸に拡張する浅瀬に船尾船底を乗り揚げて擦過した。 本船は、船内を確認したところ、浸水がなかったので、自力で航行を続け、調川港に入港して揚げ荷を行ったのち、修理のために造船所へ向かった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：潮汐 低潮時 日出時刻：05時50分ごろ
その他の事項	船長は、津崎水道を過去に約40回通航した経験があったが、松島南岸の浅瀬の拡張状況を詳細に把握していなかった。 船長は、津崎水道の中央より北側で停泊している漁船を約2.0km手前で発見していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし

判明した事項の解析	本船は、津崎水道を東進中、船首方で停泊している漁船を避ける際、船長が同漁船と松島南岸との間に向けて航行したことから、松島南岸の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、津崎水道を東進中、停泊している漁船を避ける際、船長が同漁船と松島南岸との間に向けて航行したため、松島南岸の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行する水域の浅瀬の拡張状況を事前に把握しておくこと。・ 他船を避ける場合、可航水域を考慮した避航方法をとること。・ 狭い水道では、安全であり、かつ実行に適する限り、右側を航行すること。